



中部電力ミライズ

経済産業大臣への報告の概要

2026年9月29日
中部電力ミライズ株式会社

1. 本事案に関する事実関係及び経緯

2023年12月

- 発電側課金導入にともなう、各一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可申請を受け、発電原価の変動額について中部電力にて算定、その算定結果を用いて当社が料金単価を算定

2024年 1月

- 1月24日～26日の間に中部電力にて算定誤りを認識し、①影響額等の精査、②当社への伝達、③後任者に分かる形での記録・引継ぎを指示
※ただし、中部電力内での伝達指示は確認されたものの、当社への資料共有等の客観的記録がなく、算定誤りを当社が認識していたとまでは確認できなかった

2024年 2月

- 中部電力は、遅くとも2月1日までに影響額を精緻化し、原価への影響約17億円、料金単価への影響1銭/kWhまたは2銭/kWh程度と把握（遅くとも2月上旬頃までに、中部電力側で算定誤りを修正せず、当初の算定結果により変更届出を行うとの方向性が形成）
- 当社は、2月6日に、経済産業大臣に対して特定小売供給約款の変更届出（2024年4月1日実施）を実施
- 2月9日、電気事業連合会から、他電力会社の届出誤りによる取下げ・再届出の事例の情報共有と、当社を含む各社への確認依頼が展開された。これを受け、当社は中部電力に確認を行ったが、中部電力は本件算定誤りを反映した原価算定や監督官庁への相談などの対応を行わなかった

2024年 3月

- 3月頃、中部電力にて、算定誤り、影響額約17億円および修正しないとの対応方針を記載した引継ぎメモを作成

2026年 6月

- 将来的な特定小売供給約款の変更届出に向けて、中部電力にて原価算定に関するデータの内容確認を行い、当該事象について認識、当社と今後の進め方について相談

2026年 7月

- 当時の算定内容について追加の誤りがないかの精査などを実施（精査の結果、最終的な影響額は27億円に拡大）

2026年 8月～9月

- 監督官庁へ報告するとともに、当社および中部電力双方の取締役会へ本件を報告
- 外部弁護士による関係者への聞き取り調査等を実施
- 本事案を公表（9月10日お知らせ済）するとともに、同日、経済産業大臣から当社に対する報告徴収を受領

2. 需要家への対応方針及び対応状況

- お客さま保護を最優先に、2026年11月1日に料金単価を是正し、対象となるお客さまへ2026年12月分から順次、電気料金への充当により返還する。
- 正確性を確保しつつ、可能な限り速やかな対応を心掛ける。

1. 料金単価の是正

- **誤った原価に基づく料金単価を是正**
 - ✓ 9月29日：特定小売供給約款を変更届出・公表（予定）
 - ✓ 11月1日：正しい料金単価を適用

2. お客さま対応

- **専用フリーダイヤルを9月10日から設置**
 - ✓ 受付：平日9～17時／最大30ブース
- **問い合わせ件数**
 - ✓ 9月25日までの累計で561件
 - ✓ 主な内容：対象可否、返還方法・時期・金額
- **専用WEBページを9月29日に開設（予定）**

3. 過大にご負担いただいた電気料金の返還

- **対象期間**
 - ✓ 2024年4月1日～2026年10月31日
 - ✓ 期間中に特定小売供給約款に基づく契約があったお客さま（契約廃止済みのお客さまを含む）
- **精算額の算定**
 - ✓ 単価差を基礎に、契約電力・容量、設備内容、灯数、使用期間、契約履歴を反映
- **契約継続中のお客さまへの対応**
 - ✓ 2026年12月分から順次、電気料金への充当により返還
 - ・ 11月1日の単価是正後、11月分検針で精算の対象となる契約内容が確定するため、12月分精算が最速
- **契約廃止済のお客さまへの対応**
 - ✓ 既に契約がないお客さまについても可能な限り返還できるよう努める
 - ✓ お客さまへのアプローチについては、ダイレクトメール（DM）、架電、専用WEB受付等を組み合わせる方法を検討
 - ✓ 詳細は継続検討を行い、検討結果は追加報告

3. 本事案の原因及び再発防止策__要因

- 今回、対象届出における電気料金の諸元となる原価に一部算定誤りがあったことを把握したにも拘わらず是正に向けた対応が取られなかった。これは、中部電力が9月14日に公表した原子力の不適切事案と同じく、お客さまや社会の視点よりも中部電力社内の論理を優先する「独自の正当化理論」の存在が根底にあり、誤りを認め、速やかに報告し、正すことができなかった組織の機能不全が、本質的な問題であると考えている。
- お客さまに日々ご負担いただく電気料金において算定誤りを起こしてしまったこと、またそれを速やかに是正できなかったことについて極めて重く受け止めており、お客さまからの信頼を最優先に判断する組織へと立て直していくため、本事案の原因を踏まえた再発防止策を、二度と同様の事案を発生させないという強い決意のもと、着実に実行していく。

項目	対象	要因
①組織風土	中部電力	・お客さまの視点よりも中部電力社内の論理を優先した「独自の正当化理論」の存在 ・小売料金を正確に算定することに対する意識の低さ ・上位者判断への依存
②チェック体制		・算定者・審査者の知識・経験不足
③報告体制	中部電力・当社	・重大事象発生時の判断ルールの不備 ・業務の責任分界点の不明確さ ・報告および意思決定に関する証跡管理の不備

3. 本事案の原因及び再発防止策__①組織風土

対象	要因	対策	実施時期
中部電力	■ お客さまの視点よりも中部電力社内の論理を優先した「独自の正当化理論」の存在 ✓ お客さまの視点よりも中部電力社内の論理を優先した「独自の正当化理論」により、客観的な算定誤りを将来の不確実性の範囲内と誤った解釈をし、再届出が必要な事案と認識しなかった。 ✓ また、実際にお客さまにお支払いいただく小売料金の単価への影響があったにも拘わらず、料金単価への影響が軽微であるとして、組織として適切な対応を行わなかった。	■ 倫理・コンプライアンスに関する教育の徹底 ✓ 経営トップがコンプライアンス意識の徹底を最優先事項として位置付けて全役職員に対して発信することで、組織に深く浸透させる。	2026年10月～
		✓ 部会での周知・研修などにより、企業理念、行動規範等を用いた倫理・コンプライアンスに関する意識向上を徹底するなど、中部電力が新設する組織風土改革推進部※と連携し、組織全体が正しい判断を行えるような意識・行動改革を実施する。	2026年10月～
		✓ 不適切な行為がお客さまや中部電力グループの信頼に与える影響について、当該事例などを用いた教育を継続して実施する。	2026年7月～
	■ 小売料金を正確に算定することに対する意識の低さ ✓ お客さまからいただく電気料金を算出する基礎となる重要な算定であるにも拘わらず、正確に算定することに対する意識が低かった。	■ 正しい業務を遂行することに対する理解向上 ✓ 部会、研修などを通じて、業務遂行にあたり、自業務が次の業務ひいてはお客さまにどのような影響があるのかを理解し、当該業務においては正確性が最優先であるという意識を醸成する。	2026年7月～
		✓ 部門間交流や研修等を通じて、組織の縦割り化を防止し、横断的な連携を促進する方策を実施する。	2026年7月～
		■ 誤り・失敗への感度を高め、速やかに報告する・させる組織風土の醸成 ✓ 誤り事例や上記の対策について、定期的に部会等で共有を行い、再発を防ぐためのディスカッションを行うなどして、誤りや失敗をすること自体よりも、それを隠すことが一番の誤りであり、大小に関わらず速やかに報告することを社員で共通意識化していく。	2026年7月～
	■ 上位者判断への依存 ✓ 上位者が判断したからと安心し、担当者がその妥当性を確かめることなく上位者の判断に依拠した結果、組織として誤りを正す機会が失われた。	✓ 上席者を慮る、異を唱えない、手を煩わせないといった文化を変え、情報を上げていくことが会社・組織を変えていくことや、報告を受けた上席者も、報告者を咎めるのではなく未来志向で今後の対応をどうするかを検討していくことなど、研修の実施等を通じた組織風土の醸成を図る。	2026年10月～

※経営層におけるガバナンス改革・マネージャー層からの意識改革を起点に、中部電力グループの心理的安全性を基盤とした組織風土・企業文化への変革を推進し、前向きな挑戦、健全な異論表明、誠実な意思決定が行われる組織風土を構築することで、不適切事象の未然防止と企業価値の持続的向上を目指す。

3. 本事案の原因及び再発防止策__②チェック体制

対象	要因	対策	実施時期
中部電力	■ 算定者・審査者の知識・経験不足 ✓ 本件原価算定において、3名体制により算定・審査を実施したが、適切な確認・算定を行うための十分な時間や体制が取れなかった。 ✓ 算定者・審査者の制度に関する理解が十分でなかった。審査における確認項目や方法が明確化されないまま審査が行われたことで審査者によるチェック機能が十分に発揮されなかった。 ・ 制度や届出帳票に対する理解が不十分であったこと（割引相当額付加単価の二重計上等の算定誤りを検知できず） ・ 算定ロジックや参照元データの妥当性を確認する観点の不十分であったこと（数式誤りや参照先誤りを検知できなかった）	■ 算定・審査体制の強化 ✓ 業務に精通した要員の応援など、質・量ともに担保した上で、制度内容や算定ロジックについて、算定者のみならず審査者にも確実に共有し、算定根拠を十分理解するとともに、算定・審査を実施する体制を構築する。 1. チェックリストの整備 ・ 体制面を含め、論点のリスト化や意見照会結果の一覧化など、算定や体制整備に係る確認項目を明確化したチェックリストを整備し、所属長・審査者・算定者それぞれの品質を担保 2. チェックの多重化 ・ 複数者による確認を徹底 3. 算定内容の可視化 ・ 算定式や参照先を可視化するとともに、改定時には参照元データとの整合確認を実施し、誤りの早期発見を図る	2026年 8月 (実施済)

3. 本事案の原因及び再発防止策__③報告体制

対象	要因	対策	実施時期
中部電力 ・ 当社	■ 重大事象発生時の判断ルールの不備 ✓ 届出数値に誤りが判明した際の報告基準や判断責任者が明確でなく、対応が役職者の認識に委ねられていた。 ✓ 結果、算定誤りを認識したにも拘わらず、どの部署・役職者まで報告すべきか、および誰が修正要否や監督官庁への報告要否を判断するのかが明確でないまま、重要でないという判断を行った。 ■ 業務の責任分界点の不明確さ ✓ 対行政などの所掌が関係部署間で明確でなかったため、適切な情報連携がなされず、指揮命令系統が適切に機能しなかった。 ■ 報告および意思決定に関する証跡管理の不備 ✓ 重要情報の共有や判断が口頭連絡中心で行われたため、報告内容や判断根拠を確認できる記録が残されていなかった。	■ 届出数値に関する重要情報の授受および誤りの報告ルールの整備 1. 基準の設定 ✓ 届出数値その他重要な算定結果および、それに対する誤りまたは誤りの疑いが判明した場合は、<u>影響額・影響範囲に関わらず主管部門長への報告を必須</u>とする。 2. 対応方法 ✓ <u>重大事象発生時のエスカレーション先および判断責任者を明確化</u>する。 ✓ 主管部門への報告後は受領確認および対応方針の回答を必須とする。 ✓ 重要事項は担当者間のみで完結させず、<u>関係部署の管理職が認識したことを確認</u>する。 3. 連絡手段 ✓ 重要情報の授受は文書、メール等の記録が残る方法で実施する。 ✓ 口頭連絡を行った場合も事後に内容、判断根拠などをメール等で記録を残し、関係者間で認識を確認する。	2026年 8月 (実施済※)